



2017年8月10日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長
長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

独立監査人の監査報告書における除外事項を付した限定付適正意見および四半期レビュー報告書における除外事項を付した限定付結論に関するお知らせ

当社は、2016年度有価証券報告書について、除外事項を付した限定付適正意見のついた独立監査人の監査報告書を本日受領しました。また、2017年度第1四半期報告書について、除外事項を付した限定付結論のついた四半期レビュー報告書も本日受領しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 監査およびレビューを実施した監査法人の名称

PwC あらた有限責任監査法人

2. 2016年度有価証券報告書に係る監査報告書の内容

受領した2016年度有価証券報告書に係る監査報告書に記載された内容は以下のとおりです。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部

統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

会社は、特定の工事契約に関連する損失 652,267 百万円を、当連結会計年度の連結損益計算書の非継続事業からの非支配株主持分控除前当期純損失（税効果後）に計上した。

しかし、当該損失の当連結会計年度における会計処理は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない。当該損失が適切な期間に計上されていないことによる連結財務諸表に与える影響は重要である。

注記 28.「企業結合」に記載されているとおり、会社の連結子会社であったウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社（以下、「WEC」という。）は、2015年12月31日（米国時間）にCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社（以下、「S&W社」という。）を取得したため、会社は2016年3月31日現在の連結財務諸表を作成するにあたり、Accounting Standards Codification（以下、「ASC」という。）805「企業結合」に基づき、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債を取得日の公正価値で測定し、取得金額を配分する必要があった。

ASC805は、公正価値の測定が完了するまでの期間中の決算期末においては、暫定的な見積りにより識別可能な資産及び負債を計上することを要求している。また、ASC805は、公正価値による測定及び取得金額の配分を取得日から1年以内に最終化することを認めている。

会社は、2016年3月31日現在の工事損失引当金の暫定的な見積りに、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用していなかった。会社が、工事損失引当金について、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して適時かつ適切な見積りを行っていたとすれば、当連結会計年度の連結損益計算書に計上された652,267百万円のうち相当程度ないしすべての金額は、前連結会計年度に計上されるべきであった。これらの損失は、前連結会計年度及び当連結会計年度の経営成績に質的及び量的に重要な影響を与えるものである。

会社が、2016年3月31日現在の連結財務諸表を作成した時点（以下、「前期決算の当時」という。）において、利用可能であったが、工事損失引当金の暫定的な見積りに使用しなかった情報には次のようなものがある。

工事原価の発生実績が当初の見積りを大幅に超過していたが、この実績が将来の工事原価の見積りに反映されていなかった。また、取得のための調査を行った専門家が工事原価見積りを分析した際、見積りに使用された生産性を達成できないことや建設工事スケジュールを遵守できないことによるコスト増加のリスクを識別したが、これらは暫定的な見積りに反映

されておらず、さらに、WEC が契約により提出要求されていた S&W 社の最終の貸借対照表の分析に使用した生産性に関する仮定は、暫定的な見積りに使用した仮定と整合していなかった。

前期決算の当時、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して工事損失引当金を計上した場合、注記 28.「企業結合」の公正価値の要約表における工事損失引当金の公正価値 652,267 百万円のうちの相当程度ないしすべての金額は、比較情報である 2016 年 3 月 31 日現在の連結貸借対照表の非継続事業流動負債に計上する必要があった。この結果、当連結会計年度の連結損益計算書の非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失（税効果後）、非支配持分控除前当期純損失及び当社株主に帰属する当期純損失はそれぞれ過大に表示されている。

WEC は、当連結会計年度末において会社の連結子会社ではないため、比較情報である前連結会計年度の WEC の財政状態及び経営成績は、非継続事業に組み替え表示されている。前期決算の当時、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して工事損失引当金を計上した場合と比較し、比較情報である 2016 年 3 月 31 日現在の連結貸借対照表の非継続事業流動負債は過少に、連結損益計算書の非継続事業からの非支配持分控除前当期純利益（税効果後）は過大に、非支配持分控除前当期純損失及び当社株主に帰属する当期純損失はそれぞれ過少に表示されている。また、連結資本勘定計算書における株主資本合計の 2016 年 3 月 31 日現在残高は過大に表示されている。

また、これらは、関連する注記 4.「非継続事業 WEC グループにおける原子力事業」及び注記 28.「企業結合」に影響を与える。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表（関連する注記を含む。）に及ぼす影響を除き、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東芝及び連結子会社の 2017 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

3. 2017 年度第 1 四半期報告書に係る四半期レビュー報告書の内容

受領した 2017 年度第 1 四半期報告書に係る四半期レビュー報告書に記載された内容は以下のとおりです。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

限定付結論の根拠

会社は、前々連結会計年度末である2016年3月31日現在の連結貸借対照表の非継続事業流動負債に工事損失引当金を計上していない。これは、会社が2016年3月31日現在の連結財務諸表を作成した時点（以下、「前々期決算の当時」という。）において、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して工事損失引当金を算定していなかったためであり、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない。

会社が、前々期決算の当時において、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して適時かつ適切な見積りを行っていたとすれば、前々連結会計年度末である2016年3月31日現在の連結貸借対照表の非継続事業流動負債に工事損失引当金を計上することが必要であった。前々連結会計年度末の非継続事業流動負債に計上することが必要であった工事損失引当金の金額の過少計上額は、前連結会計年度の経営成績に質的及び量的に重要な影響を及ぼすため、当監査法人は、会社の2017年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表に対して限定付適正意見を表明した。また、当監査法人は、会社の2017年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して結論を表明していない。これらの事項が、当第1四半期連結累計期間の非継続事業からの非支配持分控除前四半期純利益(税効果後)、非支配持分控除前四半期純利益及び当社株主に帰属する四半期純利益の数値とこれらの比較情報との比較可能性に影響を及ぼすため、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明する。

限定付結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の比較情報に及ぼす影響を除き、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東芝及び連結子会社の2017年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

4. 監査報告書および四半期レビュー報告書の受領日

2017年8月10日

5. 当社の認識および当社の対応

(1) 当社の認識

当社は、2016年度有価証券報告書を、延長後の提出期限である本日、関東財務局長に提出しました。また、2017年度第1四半期の四半期報告書も本日提出いたしました。2016年度有価証券報告書に係る監査報告書には除外事項を付した限定付適正意見が、2017年度第1四半期報告書に係る四半期レビュー報告書には比較対象年度である前年同期の数字のみを除外する限定付結論が表明されております。したがって、2017年度第1四半期

連結会計期間以降の財務諸表に関しては、正常化したものと認識しております。

当社は、2016年12月から7か月にわたり、外部専門家による調査を始め、さまざまな対応を実施してまいりましたが、2016年度第3四半期連結会計期間以外の期でCB&Iストーン&ウェブスター社（以下、S&W社）に係る損失を追加認識すべき具体的な証拠は検出されませんでした。当社は、2015年度におけるS&W社の買収に伴う工事損失引当金の暫定的な見積りについて、2015年度の財務諸表作成時に入手可能な最善の情報に基づき、その時点での最善の見積りにより算出されていると確信しております。

監査報告書には、「工事原価の発生実績が当初の見積りを大幅に超過していたが、この実績が将来の工事原価の見積りに反映されていなかった。また、取得のための調査を行った専門家が工事原価見積りを分析した際、見積りに使用された生産性を達成できないことや建設工事スケジュールを遵守できないことによるコスト増加のリスクを識別したが、これらは暫定的な見積りに反映されておらず、さらに、WEC（ウエスチングハウスエレクトリックカンパニー社）が契約により提出したS&W社の最終の貸借対照表の分析に使用した生産性に関する仮定は、暫定的な見積りに使用した仮定と整合していなかった。」との指摘がありますが、当社は、当該指摘に、暫定的な見積りの算定に当たって利用すべき情報ではないものが含まれていると認識しています。また、当社は、当該指摘には、見積工事原価総額の増加要因のみが考慮されており、2015年度の財務諸表作成時に識別していた減少要因が十分に考慮されていないと判断しています。

なお、前任監査人である新日本有限責任監査法人からは、当社と独立監査人から聴取した事実関係の範囲では、2016年3月期に係る監査意見を修正する原因となる可能性のある事実は識別されていないとの見解をいただいております。

独立監査人の監査報告書および内部統制監査報告書についての当社の見解の詳細は、別添資料のとおりです。

（2）当社の対応

当社は、2016年度有価証券報告書を、延長後の提出期限である本日、関東財務局長に提出しました。これまで、独立監査人と協力、協議の上、最善を尽くしましたが、結果的に工事損失引当金の認識時期について、独立監査人との間で合意に至らず、除外事項を付した限定付適正意見が表明されたことは誠に遺憾です。当社としては、2016年度有価証券報告書に関して、正しい会計処理がなされたと確信しており、過年度訂正等の対応をする必要はないと認識しています。なお、2016年度計算書類につきましては、後日開催予定の臨時株主総会における承認決議を経て確定する予定です。

また、当社は、財務報告に係る内部統制は有効であると評価し、本日、内部統制報告書を関東財務局に提出しましたが、独立監査人からは当社の2016年度財務報告に係る内部統制に対して不適正意見とする内部統制監査報告書を受領しました。詳細は、本日公表の「内部統制監査報告書における不適正意見に関するお知らせ」をご覧ください。

当社は、2016年度有価証券報告書および2017年度第1四半期報告書の監査・レビューにおいて、独立監査人と協調の上、真摯に対応して参りました。今後も引き続き独立監査人と協調し、2017年度第2四半期以降の四半期レビューおよび年度監査に全面的に協力していきます。

以 上

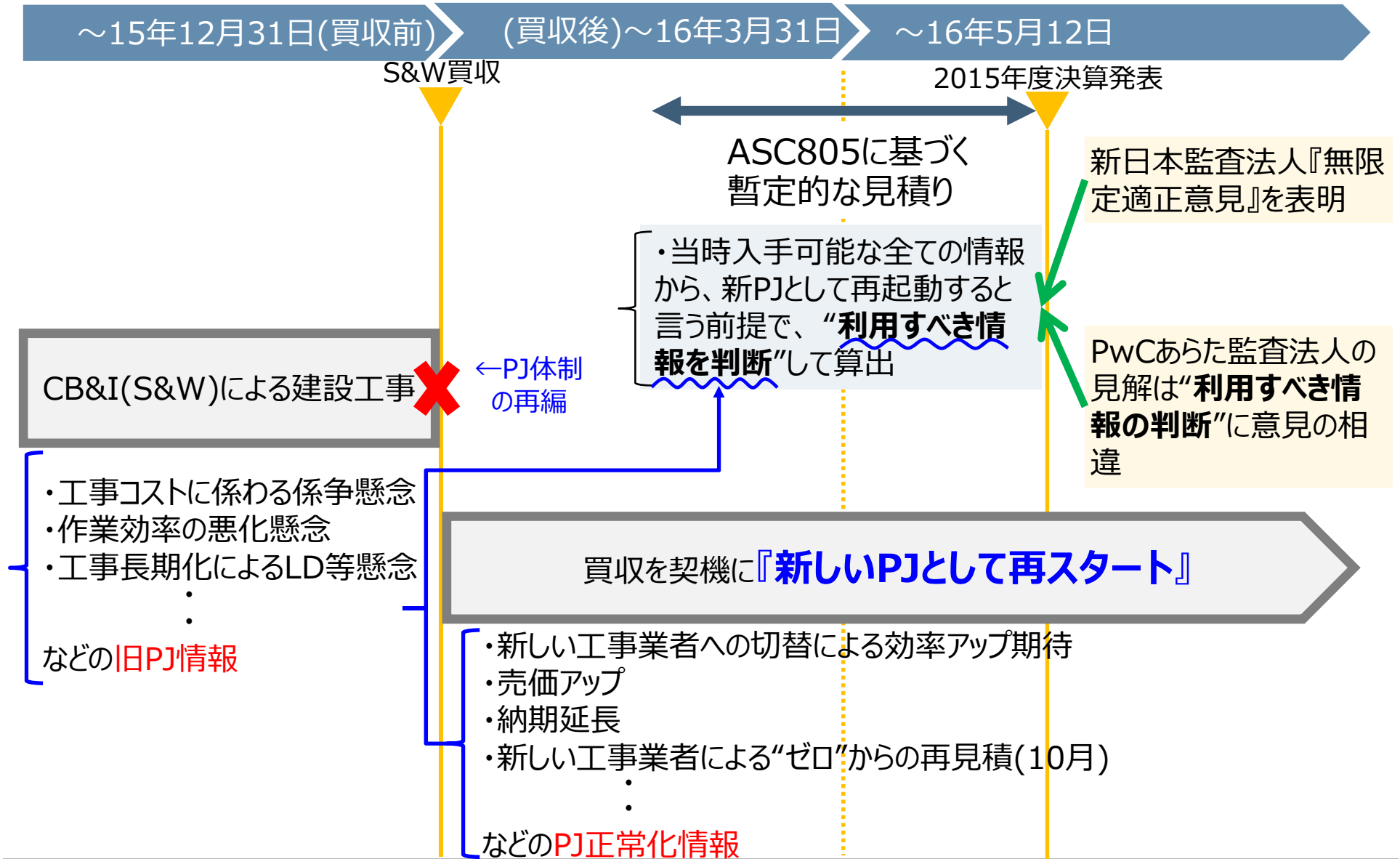
WEC調査対応

▲ 決算と監査/四半期レビュー

● 公表と調査対応他



当社と独立監査人との見解の相違点



内部統制の監査意見について

当期に不備とされた項目は、連結除外により本年度以降影響なし

